

福岡市地域療育を考える会

# 第29回総会



めばえ学園 H16 年度卒園の S 君ママの作品

# 福岡市地域療育を考える会 会則

- 第1条 名称**  
当会の名称は、『福岡市地域療育を考える会』（以下、「本会」という。）とし、略称を『療考会』とする。
- 第2条 会の所在地**  
本会は、会長宅をその所在地とする。
- 第3条 目的**  
障がい児を取り巻く環境の向上を目指し、福岡市内の障がい児施設を充実及び発展させるための取り組みを行うと共に、障がい児の保護者に学習の場を提供することをその目的とする。
- 第4条 会員**  
本会は、前条の目的に賛同する福岡市内の療育施設・団体に属する障がい児の保護者及び個人をもって構成する。
- 第5条 事業**  
本会は、次の事業を行う。  
1) 学習会及び講演会  
2) 上記のほか、第3条の目的を達成するために必要な事業
- 第6条 会議**  
本会は、必要に応じ、次の会議を行う。  
1) 総会 2) 事務局会議 3) 代表者会議
- 第7条 総会**  
次に掲げる事項については、総会の承認を得るものとする。  
1) 予算に関する事項  
2) 本会の会則変更に関する事項  
3) 上記以外の重要事項
- 第8条 決議の方法**  
前条の総会議決は、出席した会員の過半数をもって決する。
- 第9条 書面総会**  
総会を開催することが困難な事情がある場合には、事務局の決定により、書面決議によることができる。
- 第10条 事務局**  
1) 本会運営に必要な業務を行うため、事務局を設置し、会員の中から選出されたメンバーにより構成する。  
2) 事務局には、次のとおり役員を置く。  
会長、副会長及び会計を各若干名  
3) 事務局メンバーの任期は、毎年度総会終結の時から次年度の総会終結の時までとし、再任を妨げない。  
4) 第7条に掲げられた事項を除く、本会の運営に関する事項については、事務局会議において決定するものとする。その際、必要に応じて代表者会議を開催し、広く会員の意見を求めることを心がけるものとする。  
5) 前項の決議は、出席した事務局メンバーの過半数をもって決する。
- 第11条 代表者会**  
各会員への情報伝達及び会員同士の意見交換を目的に、代表者会を設置する。  
1) 代表者会は、本会に所属する各療育施設の保護者会員の中から選出された代表者により構成する。  
2) 代表者の任期は、4月1日から3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。  
3) 代表者は、各療育施設の保護者会員と本会を結ぶ窓口として、本会に関する情報を各保護者会員に伝達し、また、保護者会員の意見や要望を集約し、本会に伝達する役割を担うものとする。  
4) 代表者会は、事務局が統括する。
- 第12条 顧問**  
本会の業務執行につき、必要がある場合には、顧問を置くことができる。
- 第13条 会計**  
1) 本会の運営費には、会費・寄付金・事業収入等を充てる。  
2) 本会の会費は、年会費とし、療育施設・団体の保護者会員については、園児の属する世帯ごとに金400円、個人会員については、1名につき金400円とする。  
3) 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。  
4) 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て総会を招集し、決算報告を行う。  
5) 本会の会計処理については、前各項のほか、別途定める本会会計規則に従うものとする。

## 附則

本会則は1995年5月27日から施行され、都度一部改定ののち2020年10月28日より実施される。



# 2022 年度 活動報告

---

2022 年度は、

『療考会の存在意義を保護者の方々にご理解して頂く』

『昨今の社会の環境変化に対して順応していく』

『先代より受け継がれた思いや実績を活かしアップグレードする』

これらの3つの Vision を掲げ、以下のことに取り組みました。

## 1. 療考会とは何かを伝える

毎月の各会議や活動報告といったニュースの更新に、天野こう市議会議員からの寄稿をはじめ事務局役員のコラムやおでかけ情報を交えて＜療考会をもっと身近に＞感じて頂けるように、まずは目に留まる情報の発信に努めました。

また、療考会のチラシを新たに作成し、福岡市内の療考会未加入の児童発達支援センターへ訪問および配布を行い、より多くの方へ活動を知っていただけるようにも努めました。

## 2. オンライン茶話会の実施

＜会員の皆さまが語り合える場の提供＞として、時代に合ったオンラインでの環境を整え、オンライン茶話会を Zoom にて開催致しました。

### ●オンライン茶話会

「みんなに聞いてみたいこと」をテーマに、4人1グループに分かれて35分間あつという間のトークタイムでした。前年度に引き続き、新型コロナの影響によりオフラインでの茶話会は企画開催が困難な状況でしたが、オンライン上でも誰かと繋がること、共感できること、そして悩みも笑いあえる、参加者の皆様が笑顔になれる場所を設け、その後の参加者アンケートでは全員から「話しやすかった」という感想を得ることができました。

### ●オンライントークスペース「療考会カフェ」

先に開催されたオンライン茶話会よりもっと気軽におしゃべりをして頂きたいという考えのもと、週末3日間、開催時間も午前・午後・夜と数パターン設定し、いつでも誰でも自由に入退室でき、ほっと一息ついて頂けるようなパパ・ママ交流の時間を設けて、参加者の皆様に楽しいひと時を提供することができました。

## 3. 南部療育センターについて

前年度から引き継ぎ2020年度に提出した要望書の反映状況等を踏まえ、2022年6月に福岡市こども発達支援課のご担当の方との意見交換会を行いました。その後再度要望書の提出をご承諾頂き、2022年7月にあゆみ学園在園児の全保護者を対象にアンケートを実施。

2022年8月には設備面について再度要望書を提出致しました。沢山の意見が反映され、2025年4月開園にむけて建設工事が始まろうとしています。

2023年度事務局の皆様には本活動の継続を何卒よろしくお願い申し上げます。

活動にご理解ご協力頂きました会員の皆様に心より感謝申し上げます。

## 2023年度 活動方針(案)

2023年度は

次の活動方針に基づき活動を推進します

○日中一時事業の更なる拡充・利便性の向上を目指す

日中一時支援事業施設の増設・土日祝の受け入れ・利用時間や回数の拡大など更なる日中一時支援事業の改善を求める。特に医療的ケア児・肢体不自由児に関しては、レスパイトが必要な親が多数にも関わらず、日中一時には制限あり十分なサービスを受けられない状況である。

○医療的ケア児・肢体不自由児の療育環境の向上を目指す

設立が決定した南部療育センターについて例年に引き続き保護者の要望など伝え、少しでも反映させられるように働きかける。また医療的ケア児・肢体不自由児対応の長時間保育の提供や保育にとどまらず学習支援や保護者の就労支援など多様な支援ニーズに応えられるような環境作りを目指す。

○待機児童0に向けた療育環境の整備

療育センターに入れなかった待機児童対策も兼ねて待機児童0に向けた療育環境の整備、また待機児童に対してのケアなどを充実させ、支援が必要な児童が早期に療育を受けられるような環境作りを目指す。

○療考会の普及活動・存在意義を理解してもらう

支援センターに通っている保護者間でも療考会の存在を知らない方も多く、HPのリニューアルに加え、SNSの発信などを連携し、保護者の方または療育に携わっている以外の方々にも興味や関心を持って療考会活動を理解してもらえるように工夫する。また昨年引き続き学習会やZOOM茶話会などの情報交換の場や保護者の憩いの場を作り、楽しみながら療育していく環境を整えるよう療考会が率先して実行する。



## 会員各位

平素より療考会の活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

2022年度 第29回総会につきまして、2022年度第29回総会（書面決議）のご案内（以下別紙）の通り書面での決議とさせていただきます。会員の皆様には、この総会資料とともに別紙の内容をご確認頂き、同用紙にてご回答をお願い申し上げます。

ご回答頂きました別紙は令和5年6月13日(火)までに各園事務局担当者にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお集計結果につきましては、後日当会ホームページ（下のURLおよびQRコードで開くことができます）に掲載する方法でご報告させていただきます。

また、今回は新しく作成した当会のチラシも一緒にお渡しさせていただきました。月末にはホームページに、5月のニュース(第29回総会について/2022年度事務局の退任挨拶など)も掲載予定です。是非、ご覧ください。

ご不明な点がございましたら、各園事務局までお問合せください。

<http://ryouiku-fukuoka.com/>



福岡市地域療育を考える会 事務局